

京都市告示第 23 号

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

令和 8 年 4 月 1 日

京都市長 松 井 孝 治

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する 障害区分
佐藤 亮	社会医療法人太秦 病院附属 うずま さ診療所	内科	肢体	呼吸器
佐藤 亮	社会医療法人 太 秦病院	内科	肢体	呼吸器
山下 燎亮	(独) 国立病院機 構 京都医療セン ター	耳鼻咽喉科、 頭頸部外科	平衡、音 声・言語、 そしゃく	聴覚

(地域リハビリテーション推進センター相談課)